

由利本荘市低入札価格調査取扱実施要領

平成21年12月4日

改正 平成22年10月7日

改正 平成23年3月15日

改正 平成24年3月5日

改正 平成25年7月1日

改正 平成28年9月27日

(趣旨)

第1条 この要領は、由利本荘市低入札価格調査取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格の算定及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置について必要な事項を定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第2条 要綱第3条に規定する調査基準価格は、契約ごとに入札書比較価格の10分の7から10分の9までの範囲内で、契約権者が次に定める方法により算定した額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分7を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 工事等の性格上、前号の規定により難しいものについては、前号の算定割合にかかわらず10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合とする。

(3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の用語の定義については、原則として、土木系工事にあつては秋田県土木工事標準積算基準書、建築系工事にあつては秋田県営繕工事積算基準の例による。

2 前項で定める額の端数処理は、次のとおりとする。

(1) 前項1号に定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。

(2) 入札比較価格に10分の9を乗じて得た額は、千円未満を切り捨てるものとする。

(3) 入札比較価格に10分の7を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。

3 調査基準価格を定めた場合は、予定価格調書（様式第1号）に調査基準価格と明記するものとする。

(入札の執行)

第3条 入札執行者は、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合は、当該入札に参加したすべての入札者に対して保留である旨を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(失格判断基準)

第4条 最低入札価格の入札をした者が、調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者を失格とする。

(1) 当該入札における見積内訳明細書上の費目別金額が次のいずれかに該当すること。なお、入札時に提出された見積内訳明細書上の工事価格と入札価格が一致しないとき（次号に該当する場合を除く。）は、両者の比率により見積内訳明細書上の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費を補正した金額を見積内訳明細書上の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費とみなすものとする。

ア 見積内訳明細書上の直接工事費に相当する額が、設計上の直接工事費に相当する額に10分の9を乗じて得た額を下回っていること。

イ 見積内訳明細書上の共通仮設費に相当する額が、設計上の共通仮設費に相当する額に10分の8.5を乗じて得た額を下回っていること。

ウ 見積内訳明細書上の現場管理費に相当する額が、設計上の現場管理費に相当する額に10分の7を乗じて得た額を下回っていること。

エ 見積内訳明細書上の一般管理費に相当する額が、設計上の一般管理費に相当する額に10分の5.5を乗じて得た額を下回っていること。

(2) 見積内訳明細書の未提出又は提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に相当する額を算出することができないこと。

(調査の実施)

第5条 要綱第4条の規定により入札執行者が行う調査は、最低入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次の各号に掲げる内容について、当該各号に定めるところにより、当該最低価格入札者からの資料(様式第2号)の提出及びヒアリングを実施するとともに、関係機関への照会等の方法により調査を行うものとする。

(1) 当該価格で入札した理由及び見積内訳明細書 設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、資材単価及び労務単価が適切に設定されていること、安全対策が十分であること等。

(2) 手持工事の状況 技術者が適正に配置されることが見込まれること。

(3) 手持資材の状況及び資材購入の予定 必要な資材が確保されることが見込まれること。

(4) 手持機械の状況及び機械リース等の予定 必要な機械が確保されることが見込まれること。

(5) 労務者の供給見通し 労務者の確保計画及び配置予定が適切であること。

(6) 下請負の予定者及び金額 下請価格が適正であり、しわ寄せが生じるおそれがないこと。

(7) 建設副産物の搬出予定 建設副産物の搬出計画が適切であること。

(8) 予定工程表 適切な施工が見込まれる工程となっていること。

(9) 過去に施工した公共工事の状況 過去の公共工事が適切に施工されていること、

特に低入札価格調査を経て契約した工事がある場合、適切に施工されていること。

(10) 経営状況 経営状況に問題がないこと。

(11) 信用状態 建設業法違反、賃金の不払、下請代金の支払遅延等がないこと。

(12) その他特に必要と認められる事項

2 入札執行者は、必要に応じ専門技術職員等の補助を依頼することができるものとする。

3 入札執行者は、調査の結果及び意見を記載した低入札価格調査表（様式第3号）を作成するものとする。

（調査結果の報告）

第6条 入札執行者は、調査結果を低入札価格調査表により指名審査調整会議に報告し、審議を得るものとする。

（関係者への通知）

第7条 入札執行者は、最低価格入札者の入札価格によって、その者により契約内容に適合した履行がされると認められたときは、落札決定通知書（様式第4号）により最低価格入札者に対して落札者として決定した旨を通知するとともに、入札結果通知書（様式第5号）により他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

2 入札執行者は、次順位者を落札者として決定したときは、不落決定通知書（様式第6号）により最低価格入札者に対して落札者としなかった旨を通知し、落札決定（次順位者）通知書（様式第7号）により次順位者に対して落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては入札結果通知書により次順位が落札者になった旨を通知するものとする。なお、次順位者が調査基準価格を下回った場合には、落札者が決定するまで、順次繰り返すものとし、決定した後に上記同様の通知をするものとする。

附 則

この要領は、平成22年1月4日から施行する。

附 則（平成22年10月7日）

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成23年3月15日）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月5日）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月1日）

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成28年9月27日）

この要領は、平成28年10月3日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

予 定 価 格 調 書

工事番号

予 定 価 格

円也

入 札 書 比 較 価 格

円也

入 札 書 比 較
調 査 基 準 価 格

円也

起 工 等 決 裁 済 額

円也

工事 (由利本荘市 地内 : 課)

上記のとおり予定価格を定める

年 月 日

職 氏 名 由利本荘市

印

年 月 日

商号・名称

氏 名

様

入札執行者

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事の入札における低入札価格調査について

標記について、下記のとおり資料を提出してください。

なお、提出期限は 年 月 日までとします。

記

1. 入札価格の理由及び入札価格の見積内訳明細書
2. 手持工事の状況
3. 手持資材の状況及び資材購入の予定（購入先及び購入先と貴社の関係）
4. 手持機械の状況及び機械リース等の予定
5. 労務者の具体的供給見通し
6. 第 1 次下請契約の予定者及び予定金額
7. 建設副産物の搬出計画
8. 予定工程表
9. 過去 3 年以内に施工した公共工事の工事名、発注者及び工事成績
10. 経営内容（過去 2 年の決算報告及び取扱金融機関名）

低入札価格調査表

入札執行課	部	課	調査担当責任者職氏名
工事名	工事場所		
調査対象者名			
1. 入札価格（税抜）	千円（対入札書比較価格 %）		
2. 調査基準価格等	調査基準価格	千円（対入札書比較価格 %）	
	入札書比較価格	千円	
3. 工事概要			
4. 調査事項	調査結果の概要		
(1) 当該価格で入札した理由			
(2) 入札金額見積内訳書			
(3) 手持工事の状況			
(4) 手持資材の状況及び資材購入の予定			
(5) 手持機械の状況及び機械等々の予定			
(6) 労務者の供給見通し			
(7) 下請負の予定者及び金額			
(8) 建設副産物の搬出予定			
(9) 予定工程表			
(10) 過去に施工した公共工事の状況			
(11) 経営状況			
(12) 信用状態			
(13) その他特に必要と認められる事項			
総合意見			

(付表1)

(要綱第4条第1項による詳細調査を実施した場合に添付)

工事名		調査対象者名			
工種	設計金額(A)	業者見積金額(B)	差額(A-B)	B/A(%)	理由

年 月 日

商号・名称

氏 名 様

入札執行者

落札決定通知書

年 月 日の入札に付した下記工事について落札の決定を保留しておりましたが、貴社（特定企業体、方）の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、妥当と認め、貴社（特定企業体、方）を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

1. 工事名

2. 工事場所

3. 工事期間

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

商号・名称

氏 名 様

入札執行者

入 札 結 果 通 知 書

年 月 日の札に付した下記工事について落札の決定を保留しておりましたが、〇〇〇〇を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

1. 工 事 名

2. 工事場所

3. 工事期間

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

商号・名称

氏 名 様

入札執行者

不 落 決 定 通 知 書

年 月 日の入札に付した下記工事について落札の決定を保留しておりましたが、貴社（特定企業体、方）の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、貴社（特定企業体、方）の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、落札者としなないと決定しましたので通知します。

なお、〇〇〇〇〇を落札者としたのでお知らせします。

記

1. 工 事 名
2. 工事場所
3. 工事期間

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

商号・名称

氏 名 様

入札執行者

落札決定（次順位者）通知書

年 月 日の入札に付した下記工事について落札の決定を保留しておりましたが、最低入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められましたので、次順位者である貴社（特定企業体、方）を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工事期間

年 月 日

指名審査調整会議

議長

様

入札執行者

低入札価格調査の実施について（報告）

次のとおり低入札価格調査を実施しましたので、報告します。

記

1 工 事 名

2 入 札 日 年 月 日

3 落 札 者

4 落札決定等の通知 年 月 日

5 調査実施者数 者

6 調 査 結 果

（1）調査対象者名

失格判断基準 該当 ・ 非該当 ・ 適用なし

契約の内容に適合した履行がなされないおそれ

あり ・ なし

（2）調査対象者名

失格判断基準 該当 ・ 非該当 ・ 適用なし

契約の内容に適合した履行がなされないおそれ

あり ・ なし

（添付書類）

- ・ 低入札価格調査表
- ・ 入札調